

しんぱん
しどうようもんしゅう
新版 指導要文集

だいさんしゅう
しゅくめいてんかん
第三章 宿命転換

てんじゅうきようじゅ
転重軽受

にちれん

責

せんごう

日蓮もまた、かくせめらるるも、先業なきにあらず。

ふきようぼん

い

つみ

お

お

とううんぬん

ふきよう

不軽品に云わく「その罪は畢え已わって」等云々。不軽

ぼさつ

むりよう

ほうぼう

もの

めり

ちようちやく

せんごう

菩薩の無量の謗法の者に罵詈・打擲せられしも、先業の

しよかん

所感なるべし。

さどごしよ

(122 佐渡御書

てんじゆうきようじゆ

転重軽受 1287 ページ 8 行)

にちれん

はくがい

かこせ

ごう

日蓮もまた、このように迫害をうけるのも過去世の業のためとも

ほけきようふきようぼん

つみ

いえます。法華経不軽品に「その罪、おえおわって」とあります。

ふきようぼさつ

おお

ほうぼう

ひと

わるくち

う

不軽菩薩が多くの謗法の人に悪口をいわれ、打ちすえられたのも

かこせごうせいめいかんのう

過去世の業が生命に感応していることによるものなのです。

はつしゅ

じんみらいさい

あいだひと

げん

この八種は、尽未来際が間一つずつこそ現ずべかりし

にちれん

強

ほけきよう

かたき

せ

いちじ

あつ

を、日蓮つよく法華經の敵を責むるによつて一時に聚め

お

たと

たみ

ごうぐん

起こせるなり。譬えば、民の郷郡などにあるには、いか

りせん

じとうとう

課

甚

責

ねんねん

なる利錢を地頭等におおせたれども、いたくせめず、年々

延

ところ

い

とき

きそ

お

にのべゆく。その所を出ずる時に競い起こるがごとし。

ごほう

くどくりき

よ

ゆえ

とう

「これ護法の功德力に由るが故なり」等はこれなり。

さどごしよ

122 佐渡御書

てんじゆうきようじゆ

転重軽受

1290

ページー7行

ねはんぎよう てんじゆうきようじゆ もう ほうもん せんごう おも こんじよう

涅槃經に転重軽受と申す法門あり。先業の重き今生に

尽 くらい じごく く う こんじよう

つきずして、未来に地獄の苦を受くべきが、今生にかか

じゆうく あ そうら じごく くる 消 し そうら

る重苦に値い候えば、地獄の苦しみぱつときえて死に候

にんてん さんじよう いちじよう やく 得 そうろう

えば、人天・三乗・一乗の益をうること候。

てんじゆうきようじゆほうもん

(150 転重軽受法門

てんじゆうきようじゆ

転重軽受 1356 ページー8 行)

ねはんぎよう てんじゆうきようじゆ ほうり と かこ

涅槃經に転重軽受という法理が説かれています。それは過去の

あくごう おも こんぜ しょうめつ みらい

悪業が重くて、今世だけでは消滅することができず、未来にも

じごく くる う こんぜ ほけきよう

地獄の苦しみを受けなければならないところを、今世で法華經を

しゅぎよう

おもくる

じごくくる

修行したためにこのような重い苦しみにあうならば、地獄の苦しみ

きさ

し

にんかい

てんかい

さんじよう

はたちまちに消え去って、死んでからは人界、天界、三乗

しょうもん

えんがく

ぼさつ

さんがい

いちじよう

ぶっかい

くどく

え

（声聞・縁覚・菩薩の三界）、一乗（仏界）の功徳を得ることが

ほうもん

できるといふ法門です。

「横しまに死殃に羅り、呵責・罵辱・鞭杖・閉繫・
飢餓・困苦、かくのごとき等の現世の軽報を受けて、
地獄に堕ちず」

(171 兄弟抄

転重軽受 1473 ページ 3 行